

国立大学法人お茶の水女子大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務に応じ、100分の10の範囲内で増減し又は減額できるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

地域手当の支給率を13%から13.5%に引き上げた。

理事(非常勤)

地域手当の支給率を13%から13.5%に引き上げた。

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
学長	千円 19,028	千円 12,132	千円 5,398	千円 1,455 (地域手当) 43 (通勤手当)			
理事A	千円 16,181	千円 10,116	千円 4,552	千円 1,365 (地域手当) 148 (通勤手当)			
理事B	千円 16,302	千円 10,116	千円 4,552	千円 1,365 (地域手当) 269 (通勤手当)	4月1日		
理事C	千円 16,187	千円 10,116	千円 4,552	千円 1,365 (地域手当) 154 (通勤手当)			
理事 (非常勤)	千円 5,740	千円 5,058	千円 0	千円 682 (地域手当)			
監事	千円	千円	千円	千円 ()			
監事A (非常勤)	千円 4,085	千円 3,648	千円 0	千円 437 (地域手当)			
監事B (非常勤)	千円 4,085	千円 3,648	千円 0	千円 437 (地域手当)			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
学長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学が決定した当初予算の範囲内で運用

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の人件費については国からの運営費交付金によることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の教育、研究、大学運営及び地域貢献等の各分野における貢献度合、あるいは、目標達成度合等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤労手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合(成績率)を決定する。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ大学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務実績がよくない場合等には、降格させることができる。
昇給	職員の勤務成績が適切に反映されよう、特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を設け、それにより、勤務成績優秀者は、より上位の号俸に昇給させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 平成19年4月1日から、俸給表の水準を若年層に限定して引き上げた。
一般職俸給表(一)の改定率 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%、4級以上は改定なし。
その他の俸給表は一般職俸給表(一)との均衡を基本に改定した。
- 地域手当の支給率を13%から13.5%へ引き上げた。
- 子等に係る扶養手当の支給月額を6,000円から6,500円に引き上げた。
- 年間の期末・勤労手当の支給割合を4.45月分から4.5月分に引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
			千円	千円	千円	千円
常勤職員	342	48.5	9,119	6,558	136	2,561
事務・技術	81	42.5	6,403	4,694	138	1,709
教育職種 (大学教員)	191	51.3	10,587	7,533	136	3,054
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	19	49.8	8,872	6,501	134	2,371
教育職種 (附属義務教育学校教員)	47	47.0	8,191	6,011	134	2,180
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	35.5	3,964	2,925	134	1,039
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	34.0	3,520	2,598	134	922
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

〔年俸制適用者〕

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	37.5	4,326	4,326	134	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (年俸制大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	40.1	4,475	4,475	134	0
保育士	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	31	44.8	4,030	4,030	134	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (年俸制大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	15	49.5	5,643	5,643	134	0
専門職種 (年俸制研究員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	42.5	2,721	2,721	134	0
専門職種 (年俸制職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	8	38.3	2,316	2,316	134	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2:常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)、任期付職員の教育職員(外国人教師等)、非常勤職員の教育職種(大学教員)年俸制適用者の教育職種(大学教員)及び保育士については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:「技能・労務職種」とは、施設管理業務を行う者、調理業務を行う者を指す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」は、栄養士である。

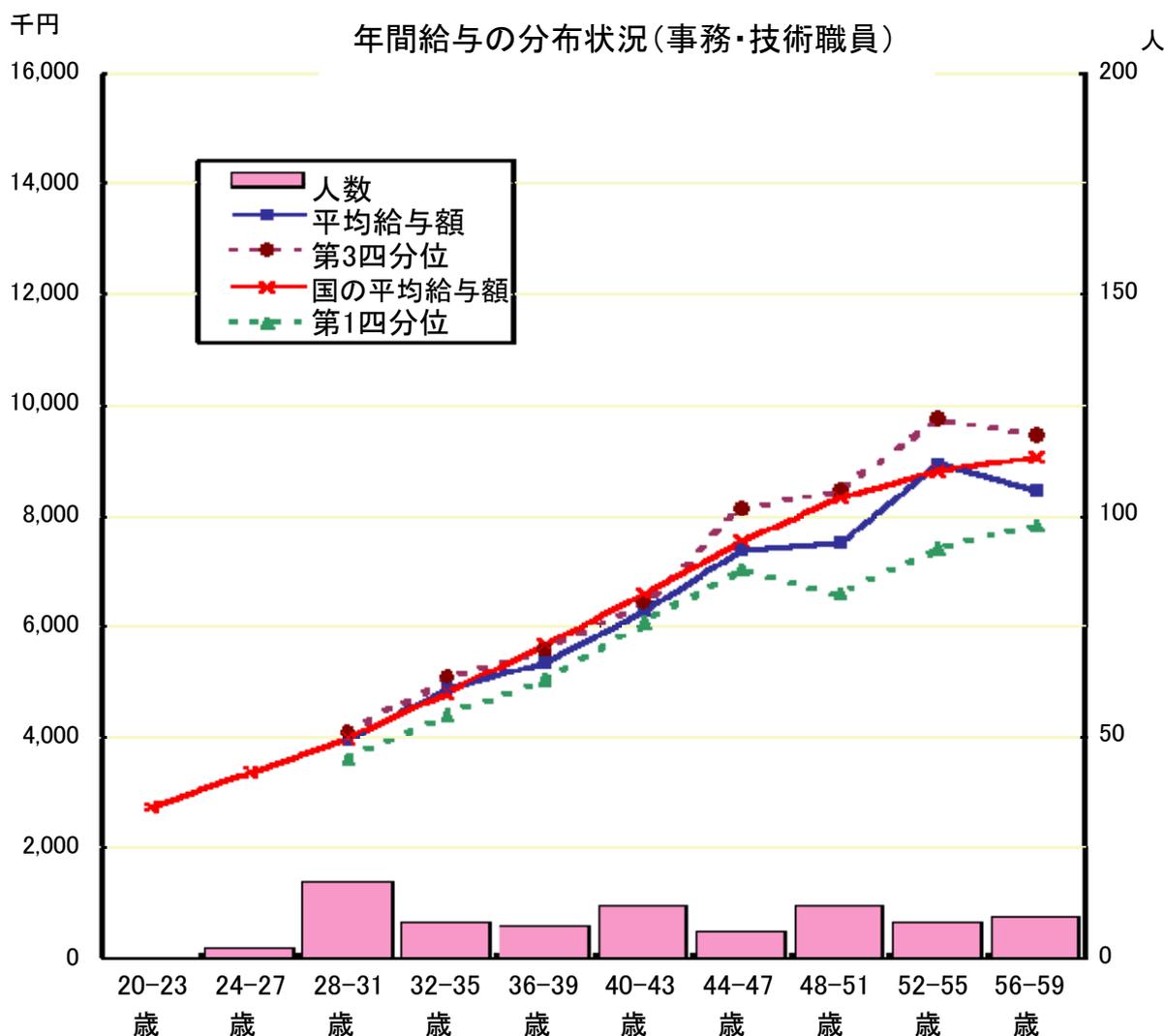
注6:[年俸制適用者]の常勤職員、在外職員及び再任用職員は、該当者がいないため省略した。

注7:「研究職種」とは、主として研究を行う者を指す。

注8:「専門職種」とは、専門性の高い業務を行う者を指す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

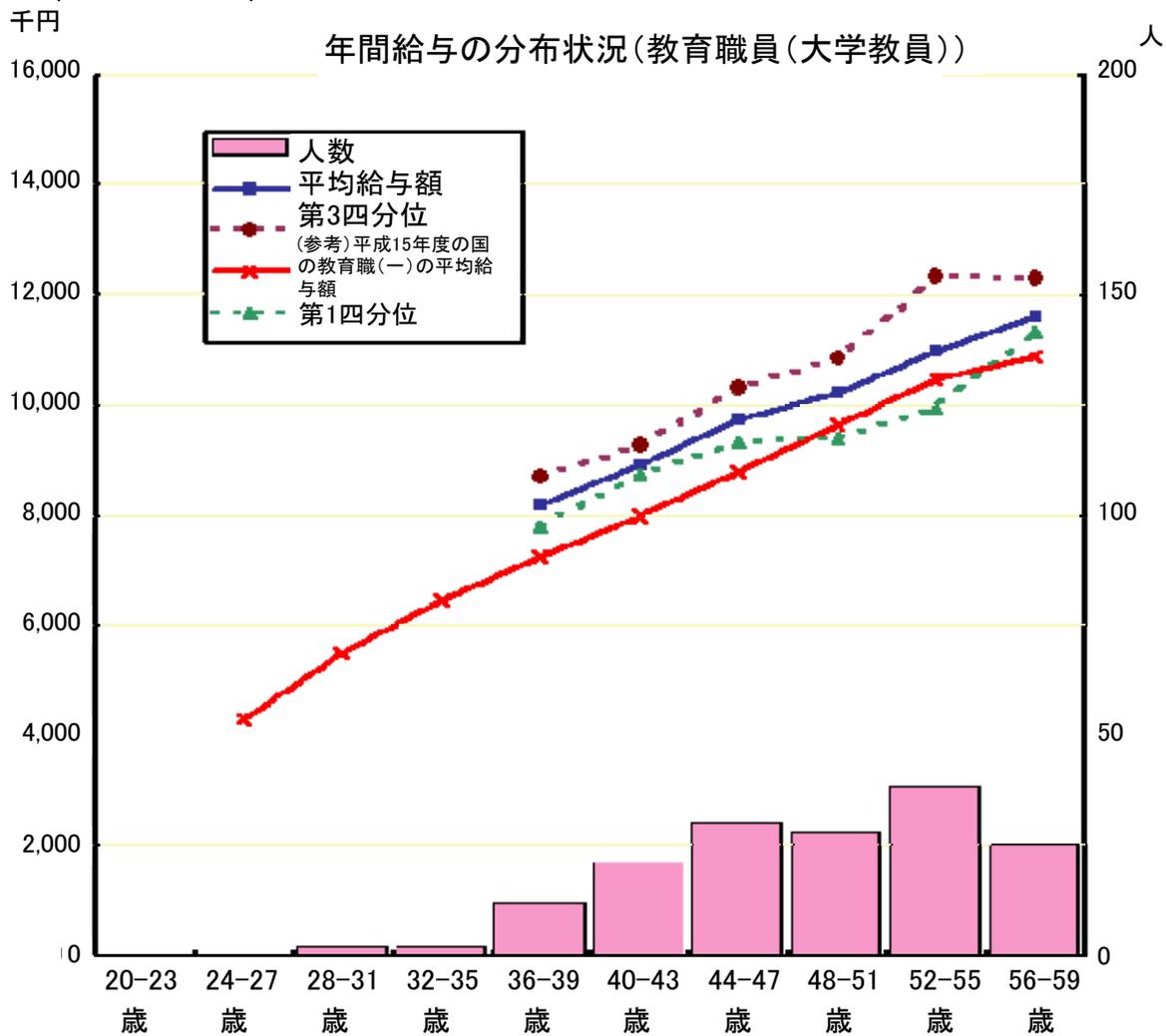
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
チームリーダー	14	52.6	8,456	8,933	9,756
副チームリーダー	8	50.6	7,011	7,496	7,874
係長	29	45.5	6,061	6,443	6,826
主任	5	37.3	5,021	5,171	5,473
係員	24	30.8	3,614	4,056	4,226

注1:本法人では課長相当職及び課長補佐相当職が置かれていないため、原則として「課長」及び「課長補佐」を掲げるところ、代わりに「チームリーダー」及び「副チームリーダー」を代表的職位として掲げた。

注2:係長には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))



注:年齢28~31歳及び年齢32~35歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	104	56.0	10,948	12,401
准教授	74	45.7	8,933	9,620
講師	4	41.0		
助教	8	46.1	6,493	7,637

注:講師の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・3分位については表示していない

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)
(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		副学長(戦略担当)	副学長(戦略担当)	副学長(戦略担当)	理事補佐	チームリーダー
人員(割合)	81人	該当者なし	該当者なし	1人 (1.2%)	該当者なし	4人 (4.9%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
				～		59～52
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
				～		7,285～7,035
年間給与額(最高～最低)		千円		千円	千円	千円
				～		9,962～9,756

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		チームリーダー	副チームリーダー	係長	主任	係員
人員(割合)		4人 (4.9%)	17人 (21.0%)	27人 (33.3%)	15人 (18.5%)	13人 (16.0%)
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
		59～45	59～43	56～35	39～30	31～27
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		6,943～5,920	6,626～4,659	5,362～3,581	4,241～2,759	3,198～2,489
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		9,450～8,106	9,001～6,573	7,426～4,945	5,486～3,824	4,226～3,458

注:8級における該当者が各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教	教務職員
人員(割合)	191人	103人 (53.9%)	74人 (38.7%)	5人 (2.6%)	9人 (4.7%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳
		64～40	57～34	55～31	60～37	
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		10,150～6,774	7,652～5,113	6,339～4,373	5,944～4,481	
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円
		14,498～9,817	10,491～7,242	8,760～5,908	8,190～6,279	

④ 賞与（平成19年度）における査定部分の比率
 （事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 （事務・技術職員）

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	65.2	67.5	66.4
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	34.8	32.5	33.6
	最高～最低	45.3 ～ 32.1	39.9 ～ 30.1	42.5 ～ 31.0
一般職員	一律支給分（期末相当）	66.6	68.3	67.5
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	33.4	31.7	32.5
	最高～最低	35.9 ～ 31.5	34.7 ～ 29.5	34.2 ～ 30.4

（教育職員（大学教員））

区 分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	64.8	66.4	65.6
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	35.2	33.6	34.4
	最高～最低	43.1 ～ 32.6	40.3 ～ 30.7	41.6 ～ 31.6
一般職員	一律支給分（期末相当）	65.9	67.5	66.8
	査定支給分（勤勉相当）〔平均〕	34.1	32.5	33.2
	最高～最低	38.1 ～ 31.8	37.4 ～ 29.8	37.7 ～ 30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

96.0
110.3

対他の国立大学法人等（事務・技術職員）

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員））

108.1

注： 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.0	
	参考	地域勘案 85.6 学歴勘案 94.1 地域・学歴勘案 84.4
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 73.9% 国からの財政支出額 6,124百万円 支出予算の総額 8,287百万円（平成19年度予算）</p> <p>【検証結果】 本学の支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は73.9%となっているが、対国家公務員のラスパイレス指数は、100を越えていない。また、累積欠損も出していないため本学の給与水準は適切なものであると考えている。</p>	
講ずる措置	引き続き国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた給与水準としていく。	

・教育職員（大学教員）に係る対国家公務員（平成15年度の教育職（一）との比較指標107.9）

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,704,686	千円 3,762,169	千円 (%) △ 57,483 (△ 1.5)	千円 (%) △ 146,141 (△ 3.8)
退職手当支給額 (B)	千円 263,247	千円 380,413	千円 (%) △ 117,166 (△ 30.8)	千円 (%) 105,323 (66.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 652,904	千円 600,829	千円 (%) 52,075 (8.7)	千円 (%) 254,501 (63.9)
福利厚生費 (D)	千円 483,643	千円 503,242	千円 (%) △ 19,599 (△ 3.9)	千円 (%) △ 1,311 (△ 0.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,104,480	千円 5,246,653	千円 (%) △ 142,173 (△ 2.7)	千円 (%) 212,372 (4.3)

注：「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17) 役員及び教職員の給与費の明細」における常勤及び非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 非常勤役員給与の対前年度費が増加した要因は、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員が増加したことによるが、給与、報酬等支給総額、退職手当支給額及び福利厚生費の対前年度費が減少したため、最広義人件費の対前年比は2.7%の減少となった。
- ② 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
 - i) 定年退職者の後任補充や新規採用を抑制する。
 - ii) 平成18年度から平成22年度までの5年間で5%以上(年平均39百万円)削減を目標とし、業務のアウトソーシングを推進したり、派遣職員を活用したりする。
 - iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,941,320	3,762,169	3,704,686
人件費削減率 (%)		△ 4.5	△ 6.0
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.5	△ 6.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた増減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間給与の増減率はそれぞれ、0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は法人移行時の人件費相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。